

一、本会議の審議概要

○昭和六十二年十一月二十七日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議員森下泰君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもつて弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。次いで、関口恵造君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、土地問題及び国土利用に関する対策

備 考

一一・二七 開会式

(衆議院)

一一・二七 国務大臣の演説

三〇、一一・一 演説に対する質疑

樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前十時十六分

再開 午後三時一分

日程第 二 会期の件

右の件は、全会一致をもつて十六日間とすることに決した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に中島隆君、公害健康被害補償不服審査会委員に島田晋君、出原孝夫君、中央更生保護審査会委員に野田愛子君、武藤治雄君、労働保険審査会委員に志賀巖君、仙田明雄君、国営企業労働委員会委員に青木勇之助君、市原昌三郎君、神代和俊君、舟橋尚道君、堀秀夫君、山口俊夫君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、国営企業労働委員会委員に山口浩一郎君を任命することに同意することに決した。

日程第 三 国務大臣の演説に関する件

竹下内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後三時二十七分

○昭和六十二年十二月一日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件（第二日）

對馬孝且君、坂野重信君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員吉川博君、倉田寛之君、裁判官訴追委員中村太郎君、同予備員杉元恒雄君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に工藤万砂美君、鈴木貞敏君、裁判官訴追委員に遠藤要君、同予備員に海江田鶴造君、検察官適格審査会委員予備員に下稲葉耕吉君、国土審議会委員に山崎竜男君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、工藤万砂美君を第一順位、鈴木貞敏君を第二順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、海江田鶴造君を第二順位とし、第二順位の水谷力君を第一順位とした。

散会 午後零時三十九分

○昭和六十二年十二月二日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

塩出啓典君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十七分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、柳澤錬造君、上野雄文君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時十七分

○昭和六十二年十二月九日 水曜日

開会 午前十時一分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名にすることに決し、議長は、太田淳夫君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会に内田秀雄君、宮永一郎君、科学技術会議議員に武安義光君、森井清二君、社会保険審査会委員に佐分利輝彦君、運輸審議会委員に安田道夫君、日本放送協会経営委員会委員に天野敏三君、木本元敬君、佐藤欣子君、林卓男君を任命することに同意することに決し、原子力安全委員会委員に寺島東洋三君、内藤奎爾君、社会保険審査会委員に山縣習作君、航空事故調査委員会委員に竹内和之君を任命す

一一・四、五 衆議院土地問題等に

関する特別委員会

(土地問題及び国土の
利用に関する調査)

一一・七、九

参議院土地問題等に
関する特別委員会

(土地問題及び国土利
用に関する対策樹
立に関する調査)

ることに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

日程第四 公文書館法案（内閣委員長提出）

右の三案は、内閣委員長から日程第二及び第三については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第四については趣旨説明があつて、日程第二及び第三に対する討論の後、日程第二及び第三は可決、日程第四は全会一致をもつて可決された。

日程第五 抵当証券業の規制等に関する法律案（第百九回国会内閣提出衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時二十七分

○昭和六十二年十二月十一日 金曜日

開会 午後六時七分

日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に

関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもつて可決、日程第二及び第三は可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四乃至第一六の請願

右の請願は、文教委員長外四委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

一一・一〇 衆議院予算委員会

（予算実施状況調査―総理出席）

一一・一一 参議院予算委員会

（予算執行状況調査―総理出席）

（衆議院議決）

一二・一〇 防衛庁設置法及び自衛

隊法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三〇号）（可決、成立）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三一號）（可決、成立）

内閣委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、国際開発協力基本法案（第百八回国会参第三号）
- 一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百九回国会参第一号）
- 一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百九回国会参第二号）

- 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、育児休業法案（第百九回国会参第三号）
- 一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別会計歳入歳出決算、昭和六十年国保税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年政府関係機関決算書

一、昭和六十年国庫増減及び現在額総計算書

一、昭和六十年国庫無償貸付状況総計算書

一、昭和六十一年一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（第百八回国会参第二号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後六時十七分

(2) 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号を示す)

●内閣提出法律案(一六件)(うち本院において前国会から継続三件、衆議院において前国会から継続八件)

●両院通過(八件)(うち本院において前国会から継続三件)

- 一 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 - 三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 - 四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第百八回
国会三〇

法律案

●衆議院継続(八件)(いずれも衆議院において前国会から継続)

- 第百八回 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 国会三一
- 第百九回 抵当証券業の規制等に関する法律案
- 国会九

- 第百八回 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 国会六五
- 第百八回 職業安定法等の一部を改正する法律案
- 国会六六
- 第百八回 地方自治法の一部を改正する法律案
- 国会八五
- 第百八回 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案
- 国会九〇
- 第百八回 刑事施設法案
- 国会九六
- 第百八回 刑事施設法施行法案
- 国会九七
- 第百八回 留置施設法案
- 国会九八
- 第百八回 海上保安庁の留置施設に関する法律案
- 国会九九

●本院議員提出法律案(六件)(うち本院において前国会から継続五件)

●両院通過(一件)

一 公文書館法案

●本院継続（五件）（いずれも本院において前国会から継続）

第百八回 国会 宇宙開発基本法案

第百八回 国会 国際開発協力基本法案

第百九回 国会 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

第百九回 国会 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百九回 国会 育児休業法案

第百九回 国会 育児休業法案

◎衆議院議員提出法律案（一九件）（うち衆議院において前国会から継続一八件）

●衆議院継続（一九件）

一 国土利用計画法の一部を改正する法律案

第百七回 国会 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回 国会 中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回 国会 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

第百八回 国会 本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

律案

第百八回 国会 雇用対策法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 雇用保険法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案

第百八回 国会 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

第百八回 国会 海洋開発基本法案

第百八回 国会 海洋開発委員会設置法案

第百八回 国会 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百八回 国会 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 水保病問題総合調査法案

第百九回 国会 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

第百九回 国会 学校教育法の一部を改正する法律案

第百九回 国会 学校教育法等の一部を改正する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第九百九
国会七

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

● 条約 (一件)

● 両院通過 (一件)

一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めめるの件

● 予備費等承諾を求めめるの件 (三件) (いずれも衆議院において前国会から継続)

● 衆議院継続 (三件)

○ 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) (第百八回国会提出)

○ 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) (第百八回国会提出)

○ 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1) (第百八回国会提出)

● 決算その他 (五件)

● 継続 (四件)

○ 昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書 (第百八回国会提出)

○ 昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書 (第百八回国会提出)

○ 昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書 (第百八回国会提出)

○ 昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書 (その1) (第百八回国会提出)

● 未了 (一件)

○ 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 (第百八回国会提出)

108 31 国会	番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
		防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	(衆)	六三、二三	付託 六三、八三 可決 六三、三九 可決 六三、三九 付託 六三、三九 可決 六三、三九 可決 六三、三〇	衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決	百八回国会 衆議院 議決 百九回国会 衆議院 議決 百十回国会 衆議院 議決 衆議院 議決

本院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者	予備送衆へ提	出月日	参議院	衆議院	備考
		公文書館法案	内閣委員長 (六三、三六)	六三、三八	六三、三九	付託 六三、三九 可決 六三、三九 付託 六三、三八 可決 六三、三九 付託 六三、三九 可決 六三、三九 付託 六三、三〇 可決	衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決 衆議院 議決	休二日制に関する勸告にかんがみ、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行おうとするものである。 一、俸給表の改定 全俸給表の全俸給月額を引き上げること（諸手当の改定を含め一・四七%、三千九百八十五円）。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一号)

要旨

本案は、昭和六十二年八月六日付けの人事院の一般職の職員の給与に関する勸告及び同日付けの一般職の職員の週

休二日制に関する勸告にかんがみ、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行おうとするものである。
一、俸給表の改定
全俸給表の全俸給月額を引き上げること（諸手当の改定を含め一・四七%、三千九百八十五円）。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万九千円(現行二十三万五千円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額を四万三千五百円(現行四万二千五百円)に引き上げること。

2 住居手当について、月額一万千円(現行九千円)を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することと改め、その支給月額は、二万五百円以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から一万千円を控除した額とし、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から二万五百円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が八千五百円を超えるときは八千五百円)を九千五百円に加算した額に引き上げること。

3 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額

二万千円(現行二万円)に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額五千円(現行四千円)に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員についても所要の改定を行うこと。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても同様に引き上げること。

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万五千八百円(現行二万五千四百円)に引き上げること。

三、週休二日制の改定

1 毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日の勤務時間を勤務を要しない時間とし、職員が交替で四週間に二回の割合で土曜日を日曜日に加え、休む四週六休制に改めること。なお、交替制勤務職員等については、曜日のいかんにかかわらず、毎四週間において勤務時間が四時間である半日勤務日が二以上ある職員にあつては、これらの半日勤務日のうち、各庁の長が職員ごとに指定する二の半日勤務日を休む

こととし、それ以外の職員にあつては、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する八時間の勤務時間を勤務を要しない時間とすることに改めること。

2 勤務を要しない時間の指定の単位となる四週間の中途において、新たに職員となつた者または定年に達すること等により退職することとなる職員について、1の場合とは別に、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務時間を勤務を要しない時間とすること。

3 勤務一時間当たりの給与額について、四週六休制の実施により短縮された勤務時間に基つき算出すること。

四、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。ただし、週休二日制の改定に関する改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の給与についての人事院勧告及び週休二日制についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その主な内容は、まず、給与については、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から引き上げるとともに、初任給調整手当、住居手当及び通勤手当等を改定し、合わせて平均一・四七%の改善を行おうとするものであります。

また、週休二日制については、四週六休制を本格的に実施するための措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、

給与勧告の実施のための法案の提出時期、土曜閉庁方式の実施時期、官民給与較差五%未満の場合の勧告のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、他の二法律案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、労働時間の短縮・週休二日制の積極的推進等三項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第二号)

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十九万二千元(現行百七十六万六千元)、国務大臣等の俸給月額を百三十万七千元(現行百二十八万八千元)、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十四万九千元(現行百二十三万千元)とし、その他政務次官以下の俸給月額を百六万五千元から九十二万六千元(現行百四万九千元から九十一万千元)の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十四万九千元から八十二万二千元(現行百二十三万千元から八十一万円)の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十一万九千元から二十万六千五百円(現行四十一万三千二百円から二十万三千五百円)の範

冊内で改定すること。

四、委員会の常勤委員の日額手当の支給限度額を四万五千九百円（現行四万五千二百円）に、非常勤委員の日額手当の支給限度額を二万五千八百円（現行二万五千四百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百五万五千円（現行百三万九千円）に改定すること。

六、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員との給与に関する法律の規定は昭和六十二年四月一日から、改正後の国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は同年十月一日から適用する。

委員長報告

一八ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであつて、

その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均一・五％、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均一・六％それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を六万八千五百円（現行六万六千八百円）に増額すること。

三、営舎外居住を許可された自衛官に支給される営外手当の月額を六千十円（現行六千六十円）に減額すること。なお、この減額に見合う額は自衛官俸給に繰り入れられる。

四、四週六休制を実施した場合における勤務一時間当たりの給与額の算出について、短縮後の一週間の勤務時間を基礎として算出すること。

五、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること。ただし、勤務一時間当たりの給与額の算出の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一八ページ参照

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第三〇号）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊については二百三十九人増員して四万五千七百九十人に、航空自衛隊については二百六十七人増員して四万七千三百三十二人に、統合幕僚会議については四人増員して百五十六人とし、合わせて五百十人増員することにより、全体としての自衛官定数を二十七万三千二百七十八人とすること（防衛庁設置法の一部改正）。

二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊については千人増員して四万五千人に、海上自衛隊については二百人増員して八百人に、航空自衛隊については三百人増員して六百人とし、合わせて千五

百人増員することにより、全体としての予備自衛官の員数を四万六千四百人とすること（自衛隊法の一部改正）。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案のうち、まず防衛関係二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、第八回国会に提出され、同国会では衆議院において、また、第九回国会及び第十回国会では、本院において継続審査となっていたものであります。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊二百三十九人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、合わせて五百十人増加し、自衛官の総定数を二十七万三千二百七十八人とすること、第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊千人、海上自衛隊二百人、航空自衛隊三百人、合わせて千五百人増加し、予備自衛官の総数を四万六千四百人としようとするものであります。

また、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の内容は、予備自衛官手当の月額を三千元から四千元に改定しようとするものであります。

なお、衆議院において、第百九回国会で施行期日につき、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、第百九回国会において熱心な審査が行われ、さらに本国会においては竹下内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

その質疑の主な内容は、INF全廃交渉及び米ソ首脳会談に対する評価、駐留米軍に対する財政負担問題、自衛官の増員のあり方、予備自衛官制度の将来構想、防衛白書の内容、「防衛計画の大綱」をめぐる諸問題のほか、基地問題、洋上防空構想及びFSX選定問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より両案に反対、自由民主党を代表して板垣理事より両案に賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正案に反対、防衛庁職員

給与法の一部改正案に賛成、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より両案に賛成、日本共産党を代表して吉川委員より両案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公文書館法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

歴史資料として重要な公文書等は、我が国の歴史を後代に伝えるための資料として不可欠なものであります。したがって、これを保存し、利用に供することが必要であり、そのための施設の整備が図られなければならないところであります。

我が国の公文書等の保存及び利用に関しては、昭和四十六年に、国の行政に関する公文書等の保存及び利用のための施設として、総理府に国立公文書館が設置され、また、近年、地方公共団体においても、公文書館、文書館等の名称で公文書等の保存及び利用のための施設の整備が図られつつあるところであります。

しかしながら、現在、我が国においては、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に

供すべきことは法律上明確に規定されておらず、また、そのための施設に関する法律上の規定は存在しないのであります。その結果、我が国の歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の実態は、諸外国に比べて著しく立ち遅れたものとなり、さらに残念なことには、多数の歴史資料として重要な公文書等が散逸、消滅しているのであります。

そこで、国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきこと、そして、そのための施設である公文書館に關し必要な事項を法律で規定することによって、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の必要性を確認し、公文書館の整備を積極的に推進していく必要があると考える次第でございます。

本案は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、これを保存し、広く国民の利用に供するための施設である公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有することとしております。第二に、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、

に、これに關連する調査研究を行うことを目的とする施設とし、国または地方公共団体が設置するものとしております。第三に、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあっせんに努めるもの等としております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。なお、本案は、昨八日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三一号）

要旨

本案は、経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を四千元（現行三千元）に増額しようとするものである。

なお、衆議院において、第百九回国会で施行期日について

て所要の修正が行われている。

委員長報告

二一ページ参照

公文書館法案（参第一号）

要旨

本案は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に關し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法律において「公文書等」とは、国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいうこと。
- 二、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有すること。
- 三、公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、

閲覧に供するとともに、これに關連する調査研究を行う

ことを目的とする施設とし、館長のほか、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

なお、地方公共団体が設置する公文書館には、当分の間、専門職員を置かないことができること。

四、公文書館は、国または地方公共団体が設置することとし、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならぬこと。

五、国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通またはあつせんに努めるものとする。

六、内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に關し、技術上の指導または助言を行うことができること。

七、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

趣旨説明

二一ページ参照

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考
				付託委員会	議決	付託委員会	議決	
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六三三、一	六三三、一 (予)	六三三、一 可決	六三三、一 可決	六三三、一 可決	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	三三一	三三一 (予)	三三一 可決	三三一 可決	三三一 可決	

<p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の設定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。</p>	<p>一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。</p> <p>二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。</p> <p>三、以上の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのぼって</p>
---	--

行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官についての独自の給与体系を創設する必要性、判事等の報酬月額及び俸給月額の特例規定の妥当性、裁判官の書籍費、生計費等に関する調査等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、両法律案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

上掲委員長報告参照

○外務委員会

条約（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件	衆	六三、三、一	付委員託会 六三、三、一（予）承 議委員会 六三、三、八 議本会 六三、三、九 議決	付委員託会 六三、三、一 議委員会 六三、三、四 議本会 六三、三、八 議決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ 付月日	衆議院	衆議院	備考
108 3 国会	国際開発協力基本法案	中西珠子君 外二名 (六三、五、二)		付委員託会 六三、五、二 議委員会 議本会 議決	付委員託会 議委員会 議本会 議決	

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、一九八二年（昭和五十七年）に締結され、本年十二月三十一日に有効期間が満了する現行の日米漁業協定を一部改正しつつ、その有効期間を一九八九年（昭和

六十四年)十二月三十一日までの二年間延長し 米国の二百海里水域内における我が国の漁業を引き続き確保しようとするものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、米国が、その距岸二百海里の内側に、排他的経済水域として一九八三年(昭和五十八年)三月十日の大統領宣言によつて示された水域を設定したことに言及する。

二、協定の目的として、米国水産業の迅速かつ十分な発展及び米国地先沖合において我が国漁業が継続され得るための原則及び手続についての共通の了解を確立することを挙げる。

委員長報告

ただいま議題となりました日米漁業協定を改正する協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、来年一月一日以降も米国の地先沖合において我が国の漁業を継続できるように現行協定を一部改正しつつ、その有効期間を一九八九年末まで二年間延長しようとするものであります。

主な改正点としては、米国が、その距岸二百海里の内側に、排他的経済水域として、一九八三年三月の大統領宣言によつて示された水域を設定したことに言及していること、また、協定の目的に米国水産業の迅速かつ十分な発展を容易にすることを加え、さらに米国地先沖合での我が国漁業の継続に関する原則及び手続について共通の了解を確立することを目的として規定していることであります。

委員会におきましては、米国が設定した排他的経済水域の概念、米国による対日漁獲割り当ての基準、洋上買い付けの動向等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

制を行うとともに、契約締結時において契約内容を明らかにする書面の交付を義務付け、抵当証券を自ら保管することを禁止する。

三、監督

抵当証券購入者の保護の実効を期するため、登録後の抵当証券業者に対し、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の提出を義務付けるとともに、立入検査、登録の取り消し等、行政当局は所要の監督を行う。

四、抵当証券保管機構

購入者の権利保全を確実なものとするため、二の行為規制に伴い、大蔵大臣は、抵当証券の保管等の業務を適正かつ確実に行うことができる認められる民法上の公益法人を抵当証券保管機構として指定することができる。

五、抵当証券業協会

購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者が同業者を会員とする抵当証券業協会を設立することができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました抵当証券業の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における抵当証券業の状況にかんがみ、抵当証券の購入者の保護を図るため、抵当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、抵当証券の購入者保護の観点から、抵当証券業に対する行為規制のあり方、抵当証券業者の健全経営の具体策、抵当証券保管機構のあり方、また、新規業務が増えていくなかでの財務局職員の要員の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆 議 院 へ 提 出 月 日	参議院			衆議院			備考	
					付 託 会 議 決 議 本 会 決 議	議 決 議 本 会 決 議	議 決 議 本 会 決 議	議 決 議 本 会 決 議	議 決 議 本 会 決 議	議 決 議 本 会 決 議		
109 国会 1	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保 亘君 外 一 名 (六二、七三〇)			六二、七三〇	繼 統 審 査						
109 国会 2	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	山本正和君 外 一 名 (七三〇)			七三〇	繼 統 審 査						

○社会労働委員会

本議院提出法律案（一件）

109 3 国会	番号	提出者	予備送	衆へ提	参議院	衆議院	備考
育児休業法案	件名	糸久八重子君 外六名 (三、八三)	付月日	出月日	付委員託会 議委員決会 議本会議決	付委員託会 議委員決会 議本会議決	

○逋信委員会

NHK決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	件名	提出月日			参議院	衆議院	備考
		六三、一二三 (第百八回国会)					
	付託	六三、二七	委員会	参議院			
	議決		委員会				
	議決		本院				
	付託	六三、二七	委員会	衆議院			
	議決		委員会				
	議決		本院				
	備考	百八回国会 百九回国会 百十回国会					未了

○決算委員会

決算その他（四件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員	本会	付託	委員	本会	
昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年度政府関係機関決算書	六二、三、元 (第百八回国会)	六二、七、元	継続審査	六二、二、七	継続審査	六二、二、七	百八回国会 百九回国会 百十回国会 継続	
昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書	六二、一、〇 (第百八回国会)	七六	継続審査	二、七	継続審査	二、七	百八回国会 百九回国会 百十回国会 継続	
昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書	六一、〇 (第百八回国会)	七六	継続審査	二、七	継続審査	二、七	百八回国会 百九回国会 百十回国会 継続	
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	二、七 (第百八回国会)	二、七	継続審査	二、七	継続審査	二、七	百八回国会 百九回国会 百十回国会 継続	

○科学技術特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

108 2 国会	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 委員 託会 議決 議本 議決	衆議院 委員 託会 議決 議本 議決	備考
		宇宙開発基本法案	塩出啓典君 外一名 (六二五二五)			六二二七 繼 統 審 査		

○土地問題等に関する特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
法律案	国土利用計画法の一部を改正する		大出 俊君 七 名 (六二二二七)	六二二二八		付 六二二二八 (予)	付 六二二二八 継 統 審 査	
						付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	付 委員 託会 議 決 議 本 会 議 決 議	

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	選挙制度	建設	商工	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	地方行政	内閣	委員会	
											付託	採択
二〇七	二	一一	五	五	一〇四	二三	一二	一四	一一	二〇	採択	不採択
一〇四	〇	〇	〇	三	七九	一六	〇	〇	五	一	採択	未了
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	採択	未了
一〇三	二	一一	五	二	二五	七	一二	一四	六	一九	採択	未了
一〇四	〇	〇	〇	三	七九	一六	〇	〇	五	一	採択	未了
提出総数は二二〇件、取下げ三件											備考	

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

一件

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第一五七号）

○地方行政委員会

五件

地方行財政の拡充・強化に関する請願（第四三号外三件）
地方財源の安定確保に関する請願（第五八号）

○文教委員会

一六件

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第四五号外二件）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改善に関する請願（第四七号外三件）
義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願（第一〇一号）
学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第一〇七号）
現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第一五

九号）

学校教育における珠算教育の強化に関する請願（第一六〇号外四件）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第一九五号）

○社会労働委員会

七九件

保育制度の維持、充実に関する請願（第一三号外五八件）
保育所制度の充実に関する請願（第四二号外一九件）

○農林水産委員会

三件

農林業における改良普及事業交付金の一般財源化反対に関する請願（第五一号外二件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十二年
十二月 八日 火曜日

公文書館法案の草案について提案者岩上二郎君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○地方行政委員会

風俗営業等に関する小委員会

昭和六十二年
十二月 十日 木曜日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行状況並びにシートベルトの着用率の推進状況等について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和六十二年
十二月 十一日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

昭和六十二年
十二月 十日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○農林水産委員会

昭和六十二年
十二月 九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。
当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、国土庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
農畜産物十二品目の市場開放問題に関する決議を行った。

○運輸委員会

昭和六十二年
十二月 八日 火曜日

下田船渠株式会社解散問題等に関する件、日本国有鉄道清算事業団職員の再就職問題に関する件等について、石原運輸大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君に対し質疑を行った。

○予算委員会

昭和六十二年
十二月 十一日 金曜日

予算の執行状況に関する件について竹下内閣総理大臣、瓦防衛庁長官、宮澤大蔵大臣、宇野外務大臣、佐藤農林水産大臣、越智建設大臣、中村労働大臣、中尾経済企画庁長官、田村通商産業大臣、中島文部大臣、奥野国土庁長官、藤本厚生大臣、石原運輸大臣、堀内環境庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

昭和六十二年
十二月 九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○環境特別委員会

昭和六十二年
十二月 九日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○土地問題等に関する特別委員会

昭和六十二年

十二月

七日 月曜日

土地問題及び国土利用に關しての対策樹立に關する件について竹下内閣総理大臣、奥野國務大臣、宮澤大藏大臣、林田法務大臣、越智建設大臣、石原運輸大臣、高鳥総務庁長官、佐藤農林水産大臣、中島文部大臣、藤本厚生大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行つた。

昭和六十二年

十二月

九日 水曜日

土地問題及び国土利用に關しての対策樹立に關する件について奥野國務大臣、宮澤大藏大臣、高鳥総務庁長官、梶山自治大臣、越智建設大臣、石原運輸大臣、中尾經濟企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行つた。
土地対策に關する決議を行つた。

○外交・総合安全保障に關する調査会

昭和六十二年

十一月二十七日

金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○国民生活に關する調査会

昭和六十二年

十二月

十日 木曜日

出生率の動向と対応に關する件について参考人厚生省人口問題研究所所長河野稠果君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行つた。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十二年
十二月 十一日 金曜日

長期エネルギー需給見通しに関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び参
人財団法人日本エネルギー経済研究所理事長・総合エネルギー調査会需給部会長生田豊朗君に対
し質疑を行つた。
派遣委員から報告を聴いた。

(付) I 参議院役員一覧

役員	召集日	会期中選任
議長	藤田正明君	
副議長	瀬谷英行君	
常任委員長	内閣	名尾良孝君
	地方行政	谷川寛三君
	法務	三木忠雄君
	外務	森山眞弓君
	大蔵	村上正邦君
	文教	田沢智治君
	社会労働	関口恵造君
	農林水産	岡部三郎君
	商工	大木浩君
	運輸	中野鉄造君
	逓信	上野雄文君
	建設	村沢牧君
	予算	原文兵衛君
	決算	穂山篤君
議院運営	嶋崎均君	
懲罰	小笠原貞子君	
特別委員長	科学技術	飯田忠雄君
	環境	松尾官平君
	災害対策	梶原敬義君
	選挙制度	降矢敬義君
	沖縄・北方 土地問題	川原新次郎君 河本嘉久蔵君
調査会長	外交・安保	加藤武徳君
	国民生活	長田裕二君
	産業・資源	大木正吾君
事務総長	加藤木理勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 62.12.12 現在)

会 派	議員数	①昭64.7.9 任期満了			②昭67.7.7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	143(9)	20(5)	49	69(5)	22(2)	52(2)	74(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	24(3)	8(2)	5	13(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	16(5)	5(2)	2	7(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新 政 ク ラ ブ	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数